

議案第24号

東郷町職員の給与に関する条例の一部改正について

東郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年5月24日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じ改正する必要があるからである。

東郷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東郷町職員の給与に関する条例（昭和35年東郷町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の東郷町職員の給与に関する条例第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び東郷町職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第20条第4項から第6項まで（東郷町職員の育児休業等に関する条例（平成4年東郷町条例第1号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第26条第1項から第3項まで若しくは第6項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成15年東郷町条例第16号）第4条第1項又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年東郷町条例第23号）第5条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1か月以内に退職した者にとっては、当該退職をした日）における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受けるものをいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員 127.5分の1

(2) 再任用職員 72.5分の10

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定める。

議案の概要

1 改正理由

一般職の職員の給与に関する法律の一部改正に準じ、一般職の職員の期末手当の支給割合を改正する必要があるからである。

2 改正内容

期末手当の支給割合を次のように改めること。(第20条関係)

区分	支給割合	
	改正後	改正前
一般職の職員	100分の120	100分の127.5
再任用職員	100分の67.5	100分の72.5

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行すること。
- (2) 令和4年6月に支給する期末手当について、特例措置を設けること。